

1 趣旨

本ガイドラインは、本学が示している「研究費不正防止計画運用ガイドライン」（以下、「運用ガイドライン」という。）の6（5）に従い実施する調査の手続き等について定める。

2 対象

本ガイドラインが対象とする研究費不正とは、文部科学省又は同省が所管する独立行政法人（以下、「配分機関」という。）から本学に配分される競争的資金を中心とした研究費において、法令または配分機関が定める規程等及び本学内規程等に違反する使用または処理をいう。

3 調査

(1) 運用ガイドラインの6（5）に定める調査委員会（以下、「委員会」という。）の委員長（以下、「委員長」という。）は、次のア及びイに定める場合において、必要な調査を行うことができる。なお、被告発者の本務が本学以外の機関等である場合は、当該機関等と協議の上、調査について別途定めることができる。

ア 運用ガイドラインの1に定める相談窓口の責任者より委員会に対して通報（告発）及び相談（以下、「通報等」という。）の報告があり、かつ通報等が行われた研究費不正の内容に合理性があると委員会が判断し、事務部門に指示して関係書類等の検証を行った結果、委員会において研究費不正の可能性があると思料される場合

イ 監査員が行う内部監査ならびに配分機関や公的機関による外部監査等の結果にもとづいて、委員会において研究費不正の可能性があると思料される場合

(2) 委員長は、通報等（外部機関からの指摘を含む）を受け付けてから、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、25日以内に最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該調査の要否を通報等を受け付けてから30日以内に配分機関に報告するものとする。

(3) 委員会は、調査を行うことを決定した場合、通報者（告発者）及び相談者（以下、「通報者等」という。）ならびに被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

(4) 委員会は、調査の実施に際して、次のア～ウに掲げる権限を有する。

ア 通報者等及び被告発者その他の関係者からの事情聴取

イ 通報等が行われた研究費不正に係る研究に関する各種資料等の物的証拠の精査

ウ その他、委員会が必要と判断した事項に関する調査

(5) 委員会は、被告発者の弁明の聴取も行わなければならない。

(6) 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている被告発者等に対し、調

査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(7) 委員会は、研究費不正の可能性の有無、可能性がある場合においてその内容、関与した者及び関与の程度ならびに研究費不正の相当額等について、調査開始後おおむね90日以内に調査した内容をとりまとめるものとする。ただし、次のア～オの場合にはこの限りではない。

ア 被告発者や重要な関係者が長期に海外等の遠隔地に滞在している場合

イ 通報等の内容が多数または被告発者が複数である場合

ウ 調査開始後に通報者等より追加の通報等の内容や資料が送付された場合

エ 調査の過程で新たに調査が必要な事実が発覚した場合

オ その他相当の理由がある場合

(8) 委員長は、必要に応じ、最高管理責任者に経過を報告する。また、最高管理責任者の求めがあった場合には、すみやかに経過を報告するものとする。

(9) 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告することとし、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

(10) 通報者等及び被告発者その他の関係者は、事情聴取及び各種資料の提出等を通じ、委員会の調査に誠実に協力しなければならない。なお、協力の過程で生じる通報者等及び被告発者本人の交通費、通信費、複写代等の経費は原則として各自が負担する。

(11) 事情聴取は本学が指定する場所で行う。

(12) 通報者等の悪意または重過失による通報等における調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を通報者等に請求することができる。

(13) 調査を行わない場合、委員会はその旨を理由とともに通報者等に通知する。ただし、通報者等の氏名・連絡先等が明らかでない場合は通知をしないものとする。

4 委員会

(1) 委員会は、次のア～オに定める者をもって構成する。

ア 西九州大学短期大学部 副学長または学長が必要と認めた者

イ 西九州大学短期大学部 事務局次長

ウ 被告発者が所属する部門の教員若干人

エ 本学及び通報者等、被告発者と直接の利害関係を有しない者（弁護士、公認会計士 等）1人以上

オ その他、委員長が必要と認めた者

(2) 委員会に委員長を置き、前号アの者をもって充てる。

(3) 第1号ウの者については、被告発者が所属する部門の長の推薦に基づき充てるものとする。その際、部門の長自身の就任を妨げない。なお、被告発者の本務が本学以外の機関等である場合は、当該機関等との協議の上、第1号ウの者については別

に定めることができる。

5 認定

- (1) 委員会は、調査結果に関する認定を行い、委員長が最高管理責任者へ報告する。
最高管理責任者は、報告の内容が不十分と考えられる場合には、委員会に追加の調査を求めることができる。
- (2) 委員会は、前号を踏まえた調査結果を、通報者等、被告発者、通知や協力の要請または協議を行った機関等（以下、「関係諸機関」という。）に通知する。
- (3) 委員会は、最高管理責任者の求めに応じて、次のア～オに掲げる事項について情報を提供する。
 - ア 研究費の使用停止・返還措置等に関する事項
 - イ 配分機関等との対応策に関する事項
 - ウ 教育研究活動の停止措置等に関する事項
 - エ 被告発者の懲戒事由等に関する事項
 - オ その他、研究費不正を阻止するために必要であると判断される措置に関する事項
- (4) 研究費不正が行われたと認定された場合、被告発者は、認定の通知着後2週間以内に不服申し立てをすることができる。委員会は、すみやかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査を行う場合には、その旨を最高管理責任者、通報者等、被告発者及び関係諸機関に通知する。
- (5) 再調査を行うにあたり、公正性などに問題があると思われる場合、委員長は委員を変更することができる。
- (6) 再調査は、おおむね30日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。
- (7) 委員会は、再調査結果に関する認定を行い、最高管理責任者に報告後、調査結果を通報者等、被告発者、関係諸機関に通知する。
- (8) 研究費不正が行われたと認定された場合には、委員会の判断または関係諸機関と協議の上、調査結果の公表について、最高管理責任者は委員会に意見を求めることができる。
- (9) 最高管理責任者は、委員会が研究費不正は存在しないと認定した場合には、調査の対象とした者の名誉回復及び教育研究活動の遅延等回復のために、必要かつ十分な対応措置を講じなければならない。

6 配分機関への報告及び調査への協力等

最高管理責任者は、通報等（外部機関からの指摘を含む）の受け付けから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関に提出するものとする。なお、報告期限に関わらず、調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ

調査の進捗状況及び中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該案件に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じることとする。

7 守秘義務

委員は、本ガイドラインに基づく研究費不正に係る調査等を通じて知り得た情報等を他に漏洩してはならない。

8 通報者等及び調査協力者の保護

- (1) 不正行為に関する通報者等及び調査協力者に対しては、通報等や情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。
- (2) 通報者等への連絡は、原則として相談窓口を介して行う。

9 裁判所、行政庁との関係

通報等の内容に関連して、通報者等、被告発者、本学またはその他の利害関係を有する第三者によって、裁判所、行政庁における訴訟、調停、仲裁、その他法的な手続きが既に開始されている場合、または通報等の後開始された場合には、委員会の調査を行わず、またはこれを中断もしくは中止することができる。

10 事務局

委員会の事務は、総務課が、被告発者が所属する部門を所管するコンプライアンス推進責任者等と連携してこれを行う。

11 補則

本ガイドラインの定めるもののほか、研究費不正の可能性がある場合の調査の手続き等に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

12 改廃

本ガイドラインの改廃は、西九州大学短期大学部研究費不正防止計画推進委員の発議に基づき、当該委員会の議を経て最高管理責任者が決定する。

附 則

本ガイドラインは、平成28年4月6日から施行する。